

訪問看護（予防）重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

1 訪問看護事業者（法人）の概要

法人種別 ・ 名称	株式会社 Mizuno
代表者名	代表取締役 水野 大輔
所在地 ・ 連絡先	（住所）奈良市神功五丁目 19 番地の 2（電話）0742-93-4690（FAX）0742-93-4691

2 事業所の概要

（1）事業所名及び事業所番号

事業所名	みらい精華訪問看護ステーション		
所在地 ・ 連絡先	（住所）奈良県奈良市神功五丁目 19 番地の 2 エルメゾン神功 8-A （電話）0742-93-4690（FAX）0742-93-4691		
事業所番号	2960190177	管理者の氏名	松本 亜紀

（2）事業所の職員体制

従業者の種類	人数	区分	職務内容
所長・理学療法士	1	常勤	管理、訪問リハビリ、それに関連する業務等
理学療法士	1	常勤/非常勤	訪問リハビリ、それに関連する業務等
管理者・看護師	1	常勤	管理業務、訪問看護、それに関連する業務等
看護師	4	非常勤	訪問看護、それに関連する業務
作業療法士	1/3	常勤/非常勤	訪問リハビリ、それに関連する業務等

（3）事業の通常の実施地域

事業の通常の実施地域	奈良市、精華町、木津川市
------------	--------------

（4）受付日・時間（新規ご依頼、相談など） 訪問日・時間

受付日・訪問日	月 ～ 金 ＊ 年末年始以外祝日も受付・訪問しています ＊ 土日、時間外は留守番電話にて対応しています	9:00 ～ 17:00
---------	---	--------------

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師、理学療法士等が定期的に訪問し、状態や健康の管理、必要な処置、療養上の介助・相談、リハビリテーション等を行い、在宅療養の援助を行います。尚、指示は主治医からの指示書を基本とし、指示書費用は医療機関より利用者様に請求されます。

4 費用

（1）介護保険給付対象サービス 【料金表】 奈良市 1 単位：10 .42 円

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の 1～3 割が利用者様の負担額となります。
＜看護師が訪問看護を行った場合：1 割の場合。2、3 割の場合は下記料金を×2、3 とする。＞

所要時間	基本料金（要支援）	基本料金（要介護）
30 分未満	451 単位	471 単位
30 分以上 60 分未満	794 単位	823 単位
60 分以上 90 分未満	1,090 単位	1,128 単位

＜療法士が訪問看護（リハビリ）を行った場合：1 割の場合。2、3 割の場合は下記料金を×2、3。＞

所要時間	基本料金（要支援）	基本料金（要介護）
20 分	276 単位	286 単位
40 分	552 単位	572 単位
60 分	行っておりません	771 単位

＊ 夜間（午後 6 時～午後 10 時）、早朝（午前 6 時～午前 8 時）、深夜（午後 10 時～午前 6 時）の場合は、1 回あたりに夜間・早朝 25%、深夜 50%加算されます。

＊ 集合住宅に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合は、基本料金は-10%となります。

＜その他の加算金額＞ 下記は、1 割の場合。2、3 割の場合は下記料金を×2、3 とする。

＊ 下記以外にも、利用者様の状態等により加算がある場合がございますので、該当される場合は、契約時ご説明します。

退院時共同指導加算 利用者様が退院（退所）にあたって、入院・入所先の施設の主治医やその他の職員と連携して、在宅復帰後の療養上の必要な会議や指導を行い、その内容を文書で提供した場合。	1 回 600 単位
初回加算Ⅰ・Ⅱ 新規に訪問看護計画書を作成した利用者様に対して訪問看護を提供した場合。また、過去 2 月間当該訪問看護ステーションからのサービスの提供が空き、再開した場合。介護度が変わった場合（要支援→要介護、要介護→要支援）など。Ⅰは退院日に訪問した場合。	Ⅰ：1 回 350 単位 Ⅱ：1 回 300 単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ 介護従事者の専門性等に係わる適切な評価・キャリアアップを推進する体制および職員の早期離職を防止する体制を評価したもの。	1 回 6 単位

＊ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

＊ 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますので、ご相談ください。

＊ 介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は 1 ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

（2）医療保険給付対象サービス 【料金表】 1 点 10 円

医療保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の 1～3 割が利用者様の負担額となります。

訪問看護基本療養費（Ⅰ）		
看護師、理学療法士等	週 3 日まで：555 点／日	週 4 日目以降：655 点／日＊
緩和ケア、褥瘡ケアに係る専門の看護師	1,285 点（月 1 回）	
訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者への訪問看護）		
看護師、理学療法士等	週 3 日まで：555 点／日	週 4 日目以降：655 点／日＊
緩和ケア、褥瘡ケアに係る専門の看護師	1,285 点（月 1 回）	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）（外泊者への訪問看護）		
850 点（入院中に 1 回限り＊厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は 2 回）		
訪問看護管理療養費		初日 767 点
訪問看護計画書・報告書を主治医に提出し、主治医と連携して計画的な管理を継続的に行った場合。		2 日目以降 300 点
退院時共同指導加算		1 回 800 点
利用者様が退院（退所）にあたって、入院・入所先の施設の主治医やその他の職員と連携して、在宅復帰後の療養上の必要な会議や指導を行い、その内容を文書で提供した場合。		
緊急訪問看護加算		265 点／日
利用者様やその家族様の求めに応じて、医師の指示の基、緊急に訪問看護をした場合。		
関連行政機関（市・町）への訪問看護情報提供書		150 点／月
地域の保健・福祉サービス機関との連携の強化と、それによる利用者様の総合的な在宅療養の推進を図るために、必要に応じかつ同意を得て、市・町へ「訪問看護情報提供書」を提出します。		

- * 上記以外にも、利用者様の状態等により加算がある場合がございますので、該当される場合は、契約時ご説明します。
- * 訪問看護基本療養費＋訪問看護管理療養費が基本となります。
- * 訪問看護基本療養費Ⅰ、Ⅱともに、週４日目以降の理学療法士等の訪問は、555点のままです。
- * 夜間（午後６時～午後１０時）、早朝（午前６時～午前８時）、深夜（午後１０時～午前６時）の場合は、所要時間に関わらず、１回あたり夜間・早朝 210 点、深夜 420 点加算します。
- * 所得に応じて、負担金額が変わります。尚、公費がある場合は自己負担上限額に応じた金額が必要となります。
- * 介護保険も医療保険も厚生労働省が行う改正によって、料金変動する場合、各種加算の加減があります。その際にはわかり次第あらかじめお伝えするようにします。

（３）交通費

２の（３）の地域にお住まいの方は原則無料です。しかし、それら地域以外の方で、ステーションより片道 10km を越える場合は、10km 地点より 1km 単位で 100 円実費がかかります。例：10.1～11km 100 円 11.1～12km 200 円 12.1～13km 300 円 医療保険が適応される方は、お住まいの地域に関わらず、ステーションより片道 1km 単位で、50 円自費がかかります。例：0.1～1.0km 50 円（徒歩の場合は適応外）1.1～2.0km 100 円 2.1～3.0km 150 円 3.1～4.0km 200 円

- * 詳細については、安全かつ効率的な経路を踏まえ、利用者様またはご家族様と協議して決定します。

（４）駐車場代

訪問時、有料駐車場を使わせて頂く場合、また何らかの都合で、有料駐車場を利用する必要があった場合は、それにかかった費用をご請求させていただきます。例）いつもの駐車場に別の方が停めていた、いつもの駐車場が工事をしていたなど。

（５）死後の処置料 15,000 円とします。

（６）その他の費用

サービスの実施に必要な手袋、エプロンなどの物品、居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用等は利用者様の負担となります。

（７）キャンセル料

利用者様のご都合により、サービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。ただし、利用者様の病状の急変や緊急入院など、やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日の営業時間内 16 時 59 分までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日の営業時間外 17 時 00 分以降に連絡があった場合	1,000 円
訪問時に不在やキャンセルされた場合	3,000 円

- * できる限り早めのご連絡をお願いします。営業時間外は留守番電話での対応となりますので、音声案内に従い、お名前とご用件をお話し下さい。スケジュール管理のミス（外出、通院と重なった、ケアマネージャーへの連絡を忘れたなど）がよく起こる例です。くれぐれもお気を付け下さい。こちらからキャンセルさせて頂く場合は、一切のキャンセル料はかかりません。例として、担当訪問員の急な病気や家庭事情により代診が立てられなかった場合、天災（大雨による洪水、過度の積雪、地震による道路や橋の決壊など）により訪問が不可能な場合など。

（８）利用料等のお支払い方法

毎月、15 日前後に前月分の請求をいたします。お支払い方法は原則、預金口座からの振替による支払いとなっております。予め、預金口座振替依頼書をお渡ししますので、必要事項を記入いただき、訪問員へ直接渡すあるいは、指定される金融機関までご提出ください。

- * 現金での訪問員への直接のお支払いは、金銭のトラブルを避けるため原則行っておりません、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

5 サービスの内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口 窓口責任者 水野 大輔 松本 亜紀	住所 奈良市神功五丁目 19 番地の 2 エルメゾン神功 8-A 平日（月～金）の 9:00 ～ 17:00 電話 0742-93-4690
市町村の窓口 奈良市役所福祉部介護福祉課	住所 奈良市二条大路南 1-1-1 電話 0742-34-5422
県の窓口 福祉部長寿社会課	住所 奈良市登大路町 30 番地 電話 0742-27-8540
公的団体の窓口 奈良県国民健康保険団体連合会	住所 橿原市大久保町 302-1 電話 0742-29-8311

6 事故発生時・緊急時等における対応方法

サービス提供中に万が一事故が発生したり、症状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した、居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡をします。なお、こちらの過失にて、物損、怪我（障害）を呈された場合には、事業所が加入する訪問看護事業者総合補償制度に基づき対応させていただきます。

7 地域との連携について

事業所が所在する地域の活動等に参加し、地域住民の方や自治会と円満な関係を築くことに努めます。

8 記録の整備

利用者様に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。尚、情報開示を求められる場合は、複写 1 枚につき 20 円手数料が発生します。（その他、立ち会い等は別途）

9 理学療法士等による訪問について

訪問看護ステーションからの理学療法士等による訪問に関しては、その訪問がリハビリテーション中心のものである場合に、訪問看護の一環として、看護職員の代わりに訪問させているものであることを理解したうえで、受けて頂きますようよろしくお願いします。よって、初回訪問は、看護職員が訪問し、安心、安全に、理学療法士等が訪問看護できるか、利用者様の心身の状態を評価します。

10 個人情報の取扱いについて

利用者様、またそのご家族様の個人情報は、必要最小限の範囲で使用し、関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。（ご家族様への情報の取扱いに関する同意も、下記の利用者様あるいは代筆者の署名にて得たものとします。）

事業者 住所 奈良市神功五丁目 19 番地の 2 エルメゾン神功 8-A
事業者（法人）名 株式会社 Mizuno 事業所名 みらい精華訪問看護ステーション
（事業所番号）2960190177 代表者名 水野 大輔